

# 芸術文化活動支援事業

## 「アートにエールを！東京プロジェクト（個人型）」

### 再募集 募集要項

#### 1 目的

文化の灯を絶やさないための対策として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティストやスタッフ等が制作した作品を Web 上に掲載・発信する機会を設けることにより、アーティスト等の活動を支援するとともに、在宅でも都民が芸術文化に触れられる機会を提供します。

#### 2 概要

プロとして芸術文化活動に携わるアーティストやスタッフの方などから、Web 上で配信する動画作品を募集します。

動画作品は、専用サイトで配信するとともに、制作されたアーティストやスタッフ等の方などに出演料相当をお支払いします。

#### 3 募集内容

動画作品の応募に当たっては、専用フォームにおいて個人としての登録が必要です。個人登録後、動画作品の企画の応募（「4 応募方法」のとおり）が可能になります。

なお、本事業の再募集への応募に当たっては、本再募集 募集要項及び応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

##### (1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、活動を自粛せざるを得ないプロのアーティスト、クリエイター、スタッフ等で、以下の要件を全て満たす方を対象とします。

ア 以下の領域で活動していること。

##### (ア) 分野

音楽、演劇、舞踊、美術、映像、伝統芸能、複合（核となる分野を特定できない芸術活動）等

##### (イ) 職種

音楽家、俳優、舞踊・舞踏家、美術家、カメラマン、伝統芸能実演家、演出家、脚本家、舞台監督、照明家、音響家、舞台美術家、制作者、キュレーター、メイクアップアーティスト、舞台衣装家、その他アートワーク、クリエイションに関わるプロフェッショナル

イ 過去 1 年以上継続して、プロフェッショナル（主に芸術文化活動に係る収入により生計を維持している者で、不特定多数の観客に対し対価を得て公演・展示等を行う者及び当該公演・展示等の制作に携わっている者）として芸術文化活動を行っていること。

ウ 都内居住者又は都内を主な活動拠点にしていること（自身に関わる公演・展示等の活動の過半が都内で行なわれていること。）。

※次の方は対象外となります。

- ・本年 5 月 15 日の本事業の募集において既に ID を取得されている方（対象者の要件確認において ID を無効化されていない方）については、企画応募の有無に関わらず本再募集の対象外となります。今回の再募集において、個人登録及び企画応募をすることはできません。
- ・国又は地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体に所属している者
- ・暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者）

## (2) 対象作品

芸術文化活動にプロフェッショナルとして携わる方々による動画作品であることが前提となります。

ア 個人又は 10 名以内のグループが創作する、未発表の新作であること（新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、動画作品上も、いわゆる「3密」を避けたものとしてください。）。

イ 既存作品をもとに動画作品を制作する場合は、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため未発表となったもので、個人又は 10 名以内のグループで制作するものであること（11 名以上が参加した既存作品をもとにする場合は、令和 2 年 3 月 23 日以前に撮影されたものであること。）。

ウ 動画作品は、5 分～10 分程度を目安とすること（3 分以上、30 分以内のものとしします。）。

エ 動画の撮影メディアは問いません（スマートフォンなどで撮影したもので可）。

オ 絵画などの静止画のスライドショーなどの作品も可とします。

※制作物等の販売活動を主な目的とするものや、宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするものなどは、対象外となります。詳しくは応募規約をご確認ください。

※著作権等権利関係については、応募者でご対応いただきます。

なお、動画作品の配信は動画共有サービス「YouTube」を利用します。YouTube では、一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）と楽曲に関する包括的な利用許諾契約を締結しています。詳細については、YouTube にご確認ください。

【参考：動画作品のイメージ（次のコンテンツを動画で撮影したもの）】

- ・パフォーマンス（ダンス、音楽演奏、朗読、合唱、寸劇、作品の一部等）
- ・美術などのライブ制作
- ・自身が関わった作品についての紹介、解説
- ・プロフェッショナルとしての専門分野についてのトーク
- ・アニメーションやドキュメンタリー等の短編映像 など

（未発表の既存コンテンツ）

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、中止・延期となった活動に関わるもの（ゲネプロなどの一部映像など）で、未発表のもの

※上記 3(2)イに留意のこと。

#### 4 応募方法

個人登録により ID を取得いただいた上で、企画に応募していただきます。

##### (1) 個人登録

動画作品の企画の応募に当たり、個人登録をお願いします。

登録内容確認後、ID を付与します。

なお、グループで応募する場合でも、グループ構成員がそれぞれ個人登録をしてください。

##### ア 登録内容

氏名（本名、活動名）、活動分野・職種、連絡先（住所、電話、メール）、過去 3 年以内の活動履歴、新型コロナウイルス感染症に伴う自身の

活動への影響など

#### イ 登録フォーム

個人登録は、本事業の専用サイト（<https://cheerforart.jp>）の登録フォームから登録をお願いします。

登録が完了すると申請番号を登録フォームの画面上に表示するとともに、事務局からメールでもお知らせします。申請番号は、お問い合わせの際などに必要となりますので、メモしていただくとともにメールも保存しておいていただくようお願いします。

メールは「[info@cheerforart.jp](mailto:info@cheerforart.jp)」から届きます。「[info@cheerforart.jp](mailto:info@cheerforart.jp)」からのメールを受信できるように予め設定をお願いします。

※本再募集において、重複して個人登録することはできません。重複して登録された方は対象外とし、全ての登録を取り消しますので、ご注意ください。

※個人登録において、登録人数が募集人数を上回った場合には抽選を行います。

## (2) 企画応募

個人登録後、ID を取得された方は、応募フォームにより企画をご応募ください。

#### ア 登録内容

作品タイトル、ID（グループで応募する場合は、グループ構成員全員のID）、作品分野、企画概要（300字程度）など

#### イ 応募フォーム

個人登録後、個別にメールによりお送りします。

#### ウ その他

(ア) 一人1件のみの応募とし、個人又は10名以内のグループのどちらかで応募してください。

(イ) グループとして応募する場合は、代表者を一人決め、その代表者が企画をご応募ください。

※企画応募できるのは、本再募集において個人登録をし、ID を取得された方となります。

## 5 募集人数

4,000 人程度

## 6 応募期間等

(1) 個人登録 令和2年6月23日(火) 10時～同年6月24日(水) 18時  
6月24日(水)は18時をもって入力途中の方がいても受付を終了します。必ず18時までに登録を完了してください。

(2) 企画応募 令和2年7月8日(水)～同年7月22日(水)

## 7 企画審査

審査は、外部の有識者等も加わり、本再募集 募集要項及び応募規約に基づく要件を満たしているかについて行います。審査に当たり、企画内容の確認のためにお問い合わせをさせていただく場合があります。

## 8 審査結果

審査結果は、全ての応募者に対しメールでお知らせします。

なお、審査内容については、お問い合わせいただいてもお答えできません。

## 9 採択された企画の動画作品制作

### (1) 動画作品制作上の注意点

ア 動画作品の制作に当たっては、オンラインを活用するなどいわゆる「3密」を避け、換気、手洗い、うがいを徹底する等、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めてください。

なお、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、自宅以外での撮影も行っていないでください。

イ 本事業のプロジェクト名（「アートにエールを！」）を動画の中のどこかで表現していただくようお願いします（表現方法はお任せします。）。

ウ 動画作品の配信は YouTube のサービスを利用します。動画作品は、別紙のファイル形式にてご準備ください。

### (2) 提出方法等

#### ア 提出方法

提出フォームにより提出してください。

イ 提出期限

審査結果受取後、1 か月以内に提出してください。

採択後に辞退する場合は、事務局まで早急に連絡をいただくようお願いいたします。

ウ 提出フォーム

個別にメールによりお送りします。

(3) その他

やむを得ない事情により、企画応募時からグループ構成員を変更等する場合は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

10 動画作品確認と支払い

(1) 確認

動画作品提出後、内容確認を経て、専用サイトで配信します。

ただし、内容確認の結果、本再募集 募集要項及び応募規約に違反する事項が確認された場合は、配信せず、また、出演料相当についてもお支払いしないことがあります。

(2) 支払い

ア 金額

出演料相当として、個人又はグループ構成員毎に、一人当たり 10 万円をお支払いします。

※グループでの動画作品については、応募フォームに記載された構成員毎にお支払いします。

イ 手続

動画作品の提出に合わせて、支払い手続を行います。手続内容については、個別にお知らせします。なお、お支払いは、動画作品の内容確認後、各人の口座にお支払いします。

11 その他

本再募集 募集要項及び応募規約に定めがあるものを除くほか、必要がある事項については、別に定めます。

別紙（再募集 募集要項 9(1)ウ関係）

動画作品は下記のファイル形式にてご準備ください。

- ・.MOV
- ・.MPEG4
- ・.MP4
- ・.AVI
- ・.WMV
- ・.MPEGPS
- ・.FLV
- ・3GPP
- ・WebM
- ・DNxHR
- ・ProRes
- ・CineForm
- ・HEVC (h265)

▼YouTube でサポートされているファイル形式

<https://support.google.com/youtube/troubleshooter/2888402>

▼動画と音声の形式設定の仕様

<https://support.google.com/youtube/answer/4603579>

▼動画の解像度とアスペクト比

<https://support.google.com/youtube/answer/6375112>

▼アップロードする動画におすすめのエンコード設定

<https://support.google.com/youtube/answer/1722171>

▼YouTube 利用規約

<https://www.youtube.com/static?template=terms>

## 芸術文化活動支援事業

### 「アートにエールを！東京プロジェクト（個人型）」応募規約

本事業の再募集への応募に当たっては、再募集 募集要項及び本応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

#### 1 対象とならない作品

以下の内容を含む動画作品は対象となりません。

- (1) 応募者以外の作品を無断で利用するなど、第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの
- (2) 制作物等の販売活動を主な目的とするもの
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とするもの
- (4) 特定の個人又は団体を誹謗中傷することを主な目的とするもの
- (5) 寄付やその勧誘を主な目的とするもの
- (6) 児童ポルノ、差別的・暴力的言動、ヘイトスピーチ、応募者・関係者名を偽った応募など公序良俗に反するもの
- (7) 日本国憲法、法律、政令、条例等社会で定められている法令に違反するもの

#### 2 動画作品の権利、使用取扱い

- (1) 応募作品の著作権は、全て応募者に帰属します。ただし、東京都及び公益財団法人東京都歴史文化財団（以下「東京都歴史文化財団」という。）は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、採択動画を、無償かつ通知を要せず無期限に利用することができるものとします。なお、東京都及び東京都歴史文化財団の利用に当たり、応募者は著作者人格権を行使しないものとします。
- (2) 動画作品には、配信環境などの技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。
- (3) 配信された作品の制作者の名称等の情報は、東京都及び東京都歴史文化財団において、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

#### 3 個人情報の取扱い

登録フォームに記載され、東京都歴史文化財団及び事業運営を担う委託事業者により取得された個人情報は、東京都歴史文化財団の個人情報の保護に関する規定に則り、適正に管理いたします。

ただし、本プロジェクトの実施及びその事後評価等のため、東京都及び外部有識者に、取得した個人情報を提供することがあります。

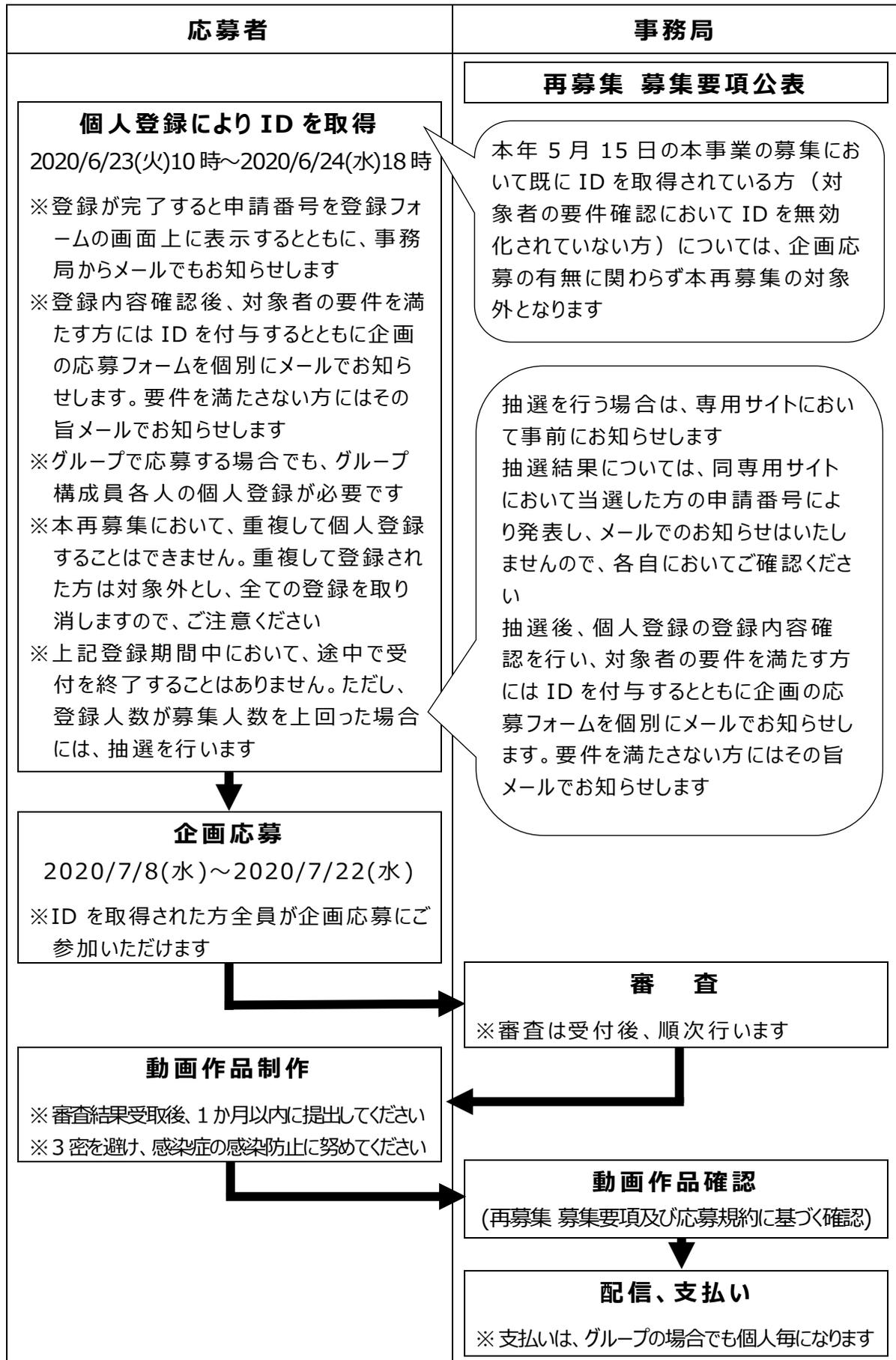
また、本事業に関するアンケートや東京都及び東京都歴史文化財団の事業のご連絡をさせていただく場合があります。

#### 4 その他

- (1) 動画作品について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、東京都及び東京都歴史文化財団は一切の責任を負いません。

- (2) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。  
なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。
- (3) 動画共有サービス「YouTube」のコミュニティガイドラインを順守してください。
- (4) 提出書類等については、一切返却いたしません。
- (5) 出演料相当の支払い後に、虚偽の申告など再募集 募集要項及び本応募規約の規定に違反していることが判明した場合は、支払った金額について返還していただくことがあります。
- (6) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。
- (7) 転居等により連絡先が不明の場合は、採択を取り消す場合があります。
- (8) 審査結果内容等に関するお問い合わせには応じられません。

## 参考：応募から配信までの主な流れ（再募集）



※ 手続は、原則専用サイトで行います。